

「医療法人の合併について（平成24年医政指発0531第2号）」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第1 (略)	第1 (略)
第2 合併の手續 (略)	第2 合併の手續 (略)
1 合併決議及び認可（法第57条関係） <p>(1) 社団たる医療法人にあっては、総社員の同意があるとき限り、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができる。</p> <p>(2) 財団たる医療法人にあっては、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の財団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併をすることができる。なお、財団たる医療法人が合併をするには、合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。</p> <p>(3) 合併後存続する医療法人又は合併により設立する医療法人については、<u>合併をする医療法人が社団たる医療法人のみである場合にあっては社団たる医療法人、合併をする医療法人が財団たる医療法人のみである場合にあっては財団たる医療法人でなければならぬこと。</u></p> <p>(4)・(5) 合併の認可の申請（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第35条関係）</p>	1 合併決議及び認可（法第57条関係） <p>(1) 社団たる医療法人にあっては、総社員の同意があるとき限り、他の社団たる医療法人と合併をすることができる。</p> <p>(2) 財団たる医療法人にあっては、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができる。なお、財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。</p> <p>(3)・(4) 合併の認可の申請（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第35条関係）</p> <p>2 合併の認可の申請（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第35条関係）</p>

(1) (略)	(1) (略)
(2) 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、合併後いずれかの医療法人が存続するときに限り、合併後存続する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働省令で定めるもの以外の者を規定することができる。	(2) 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であって、合併後いずれかの医療法人が存続するときに限り、合併後存続する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働省令で定めるもの以外の者を規定することができる。
したがって、次の場合には、合併後は、持分の定めのない医療法人となること。	したがって、次の場合には、合併後は、持分の定めのない医療法人となること。
① 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合	① 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合
② 合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人であり、それ以外が持分の定めのある医療法人である場合	② 合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である場合
③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併により新たに医療法人を設立する場合	③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併により新たに医療法人を設立する場合
3 (略)	3 (略)